

# エコアクション21 環境活動レポート

(平成26年4月～平成27年3月)



平成27年12月



静岡県島田市



### 「島田市と茶の歴史」

#### 「島田市と茶の歴史」

お茶の歴史は古く、鎌倉時代に聖一国師が宋の国から茶の種を持ち帰ったことから始まったといわれています。

島田市には「島田茶」「金谷茶」「川根茶」の三種類があり、大井川の豊かな水と肥沃な土、温暖な気候により古くから数多くの銘茶が栽培されていました。

明治時代には、職を失った大井川の川越人足や幕府直参の旗本達の手により牧之原茶園の開拓が始まり、苦難の末に日本随一の大茶園となりました。

現在も、北は川根地区から南は牧之原台地まで数多くの茶園があり、地域の気候などの特性を生かした様々なお茶が生産されており、静岡茶を代表する銘茶として多くの人から愛されています。

## 目次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 島田市環境方針              | 1  |
| 1. 組織の概要             | 2  |
| 2. 実施体制              | 4  |
| 3. 環境目標と実績           | 5  |
| 4. 環境活動計画による具体的な取組   |    |
| (1) 全組織での主な共通取組      | 11 |
| (2) 各課等による独自取組       | 14 |
| (3) 次年度の取組           | 16 |
| 5. 教育・訓練の実施          | 19 |
| 6. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無 | 22 |
| 7. 環境に関する苦情の受付状況     | 23 |
| 8. 代表者による全体の評価       | 24 |

## 島田市環境方針

### <基本理念>

島田市は、環境基本条例の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において、地域環境と地球環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

- ・すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造しなければならない。
- ・すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

～「島田市環境基本条例 第3条（基本理念）」より～

### <環境方針>

- 1 市民、事業者、行政の協働のもと、島田市環境基本計画に基づいて環境の保全及び創造に配慮した施策と事務事業における取組を推進します。
- 2 重点的に省資源、省エネルギー、廃棄物の減量とリサイクル、環境に配慮した物品の購入に取り組み、地球温暖化対策を推進します。
- 3 これらの取組については、具体的な目標と目標達成期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を行います。
- 4 そのため、全職員が参画し環境経営のための組織運営体制を構築し、各自の役割と責任の所在を明確化し、自主的な活動を行います。
- 5 環境関連法令を遵守し環境汚染の予防に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し、情報の公開と交流に努めます。

平成 25 年 5 月 29 日

島田市長

染谷 絹代

## 1. 組織の概要

### (1) 市の概要



島田市は、平成 17 年 5 月 5 日に旧島田市と旧金谷町が合併し、新島田市としてスタートしました。その後、平成 20 年 4 月 1 日に榛原郡川根町と合併し、現在の島田市となりました。

静岡県のほぼ中央に位置し、市内を大井川が流れ、北には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がる自然の恵み豊かな都市です。市の面積は 315.70 km<sup>2</sup>で、平成 27 年 3 月 31 日現在の人口は 100,646 人（36,520 世帯）です。

大井川流域の中核市として、「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を目指し、まちづくりを進めています。

### (2) 自治体名及び代表者名

自治体名 島田市

代表者名 島田市長 そめや 染谷 まゆみ 絹代

### (3) 所在地

〒427-8501 静岡県島田市中心町 1 番の 1（本庁舎）

### (4) 事業活動の内容

島田市役所における行政事務

### (5) 事業の規模

①平成 26 年度一般会計当初予算：372 億 3,423 万円

②職員数：1,092 人（平成 27 年 4 月 1 日現在）

※特別職、嘱託・臨時職員を含み、消防署及び市民病院を除く。

### (6) 環境管理責任者（平成 27 年度 4 月 1 日現在）

島田市地域生活部長 すずき 鈴木 まさみ 将未



横断幕で夏季の節電を呼びかけ（本庁舎）

(7) 担当課 (平成 27 年度 4 月 1 日現在)

島田市地域生活部環境課環境係

所在地 〒427-0034 静岡県島田市伊太 7 番地の 1

電話 0547-36-7145

FAX 0547-34-5501

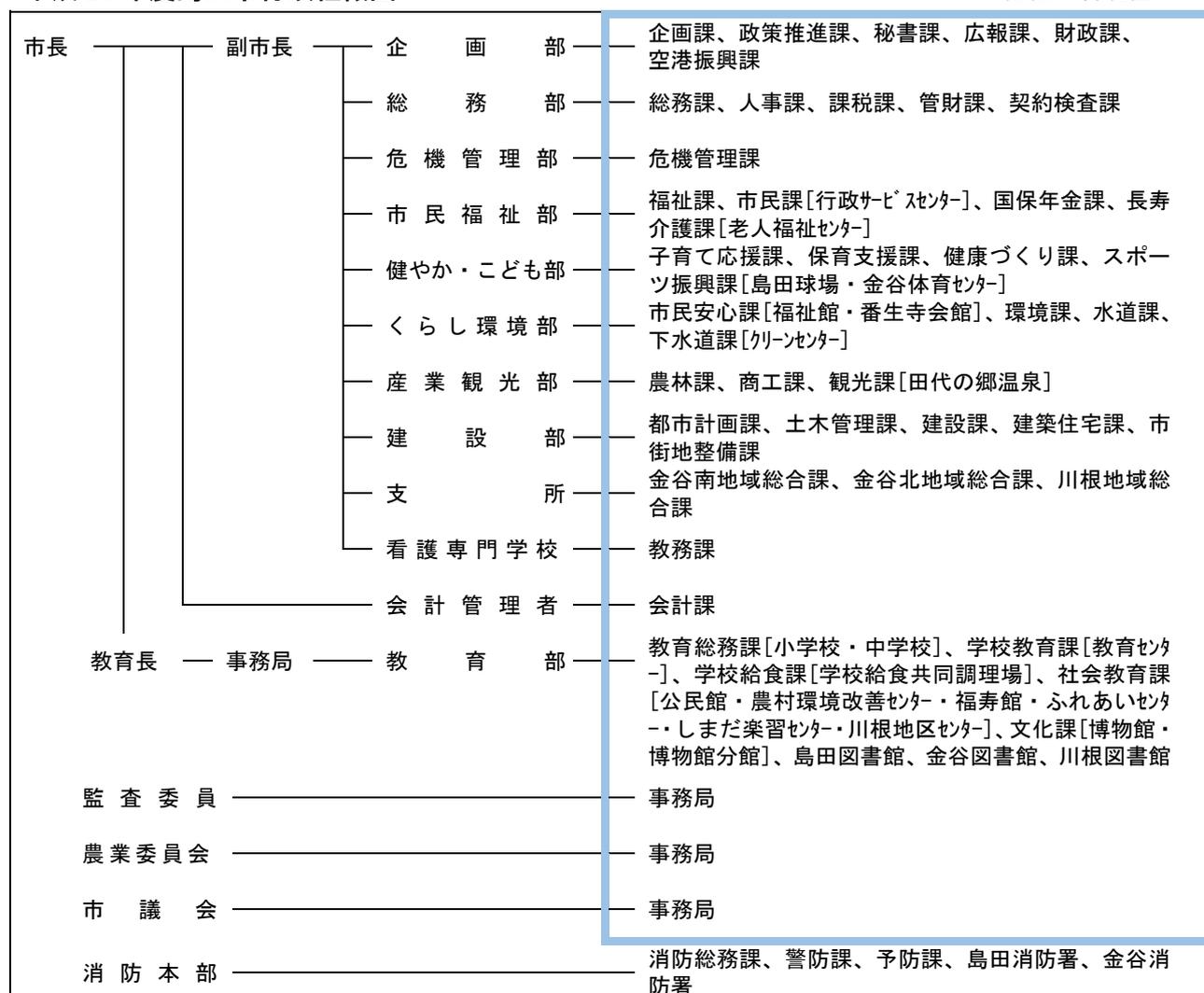
E-mail kankyo@city.shimada.lg.jp

(8) 取得の範囲

本庁舎、金谷庁舎、旧清掃センター、田代環境プラザ、支所、保健福祉施設、図書館、上下水道施設、博物館、教育部施設、行政サービスセンター、保育施設、小中学校、看護学校

平成 26 年度島田市行政組織図

— 認証取得範囲

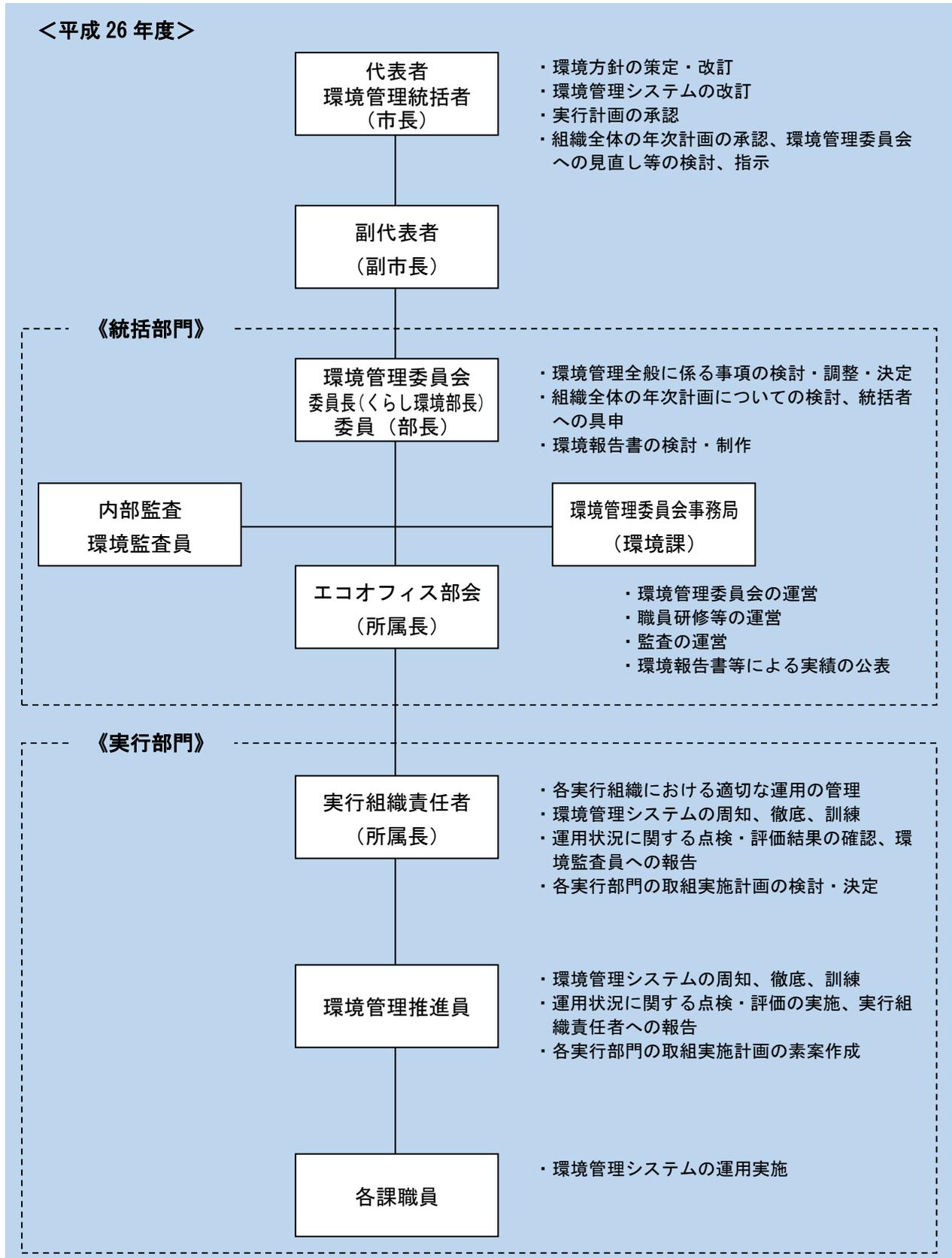


※消防本部は、平成 28 年度から広域化を予定しているため対象から外しています。

※市民病院は、平成 23 年 4 月から地方公営企業法の全部適用へ移行したため対象から外しています。

## 2. 実施体制

島田市地球温暖化対策実行計画と連動し、平成 26 年度は以下の実施体制でエコアクション 21 に取り組みました。



### 3. 環境目標と実績

環境目標については、エコアクション2.1の認証取得範囲に限らず、島田市地球温暖化対策実行計画と連動し、全庁的に取り組んでいます。

#### (1) 全体目標（温室効果ガスの総排出量に関する目標）

島田市地球温暖化対策実行計画では、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減目標を以下のとおり定めています。

平成21年（2009年）度を基準に  
平成27年（2015年）度の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>換算）の排出量を5%削減する

#### 温室効果ガスの排出削減目標

| 項目   | 基準年（平成21年度）<br>《基準値》        | 目標年（平成27年度）<br>《目標値》        | 削減率 |
|------|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 総排出量 | 17,183 t-CO <sub>2</sub> /年 | 16,324 t-CO <sub>2</sub> /年 | 5%  |

※平成23年度から各年度1%ずつ削減し、平成27年度までに5%削減する。

#### (2) 取組方針

温室効果ガスの排出削減及びその他の環境問題の改善に寄与し、かつ、事務・事業活動と身近に関わる個別の事項について、以下のとおり「取組方針」を定め、この方針に基づいて具体的な取組を実施しています。

#### 取組方針とその目的

| 取組方針                | 方針の目的   |
|---------------------|---|
| ①施設におけるエネルギーの有効利用   | ◎エネルギー使用量の抑制（省エネ）や新エネルギー利用の推進等により、温室効果ガス排出量の削減を図る。<br>○併せて、資源の有効利用等に寄与する。                 |
| ②自動車におけるエネルギーの有効利用  | ◎公用車及び自家用車（通勤時）の使用抑制、クリーンエネルギー自動車の導入等により、温室効果ガス排出量の削減を図る。<br>○併せて、自動車公害の改善、資源の有効利用等に寄与する。 |
| ③水の有効利用と健全な水循環の形成   | ○日常的な節水行動、節水設備の設置等により、水を有効に利用する。<br>○適正な排水の実施等により、外部への環境影響を抑制する。                          |
| ④事務用品の購入・使用における環境配慮 | ○環境負荷の少ない事務用品等を適正な量だけ購入する（グリーン購入）ことにより、資源の有効利用等を図る。                                       |

| 取組方針              | 方針の目的   |
|-------------------|---|
| ⑤廃棄物の減量化・リサイクルの推進 | ○ごみの発生抑制、リユース・リサイクル、適正処理を推進することにより、資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図る。   |
| ⑥化学物質等の適正管理       | ○代替フロン封入機器を適正に管理することにより、温室効果ガス排出量の削減を図る。<br>○特定フロン封入機器を適正に管理することにより、オゾン層破壊の防止に寄与する。<br>○その他の化学物質を適正に管理することにより、外部への環境影響を抑制する。  |
| ⑦公共工事に伴う環境負荷の低減   | ◎建設機械の効率的な利用、省エネ型建設機械の導入等により、温室効果ガス排出量の削減及び公害の抑制を図る。<br>○騒音・振動対策、排水適正処理、ばい塵飛散防止等を推進することにより、公害の抑制や外部への環境負荷排出削減を図る。<br>○建設廃材の再資源化と適正処理の推進、リサイクル資材の利用推進等により、資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図る。<br>○工事に伴う自然環境の改変抑制、やむを得ず改変した場合の回復・代償等の措置、多自然型工法の採用等を推進することにより、地域の自然環境や景観の保全を図る。 |

### (3) 取組目標と実績

前記の取組方針から指標数値を用いて具体的に「取組目標」を定め取り組んでいます。

#### 取組方針①②：施設及び自動車におけるエネルギーの有効利用

平成26年度目標：平成21年度比「4%以上」削減

| 項目  | H21<br>(基準値)  | H25<br>(実績)   | H26<br>(目標値)  | H26<br>(実績)   | H26 増減率<br>(対H21比) |
|---|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|
| <b>温室効果ガス<br/>総排出量 (t-CO<sub>2</sub>)</b> | <b>17,183</b> | <b>16,907</b> | <b>16,496</b> | <b>16,915</b> | <b>△1.6%</b>       |
| 電力使用量 (kWh)                               | 28,730,652    | 29,079,412    | 27,581,426    | 29,270,393    | 1.9%               |
| A重油使用量 (ℓ)                                | 1,028,202     | 974,347       | 987,074       | 916,114       | △10.9%             |
| 灯油使用量 (ℓ)                                 | 538,604       | 483,161       | 517,060       | 429,808       | △20.2%             |
| LPガス使用量 (m <sup>3</sup> )                 | 139,127       | 128,148       | 133,562       | 169,567       | 21.9%              |
| 都市ガス使用量 (m <sup>3</sup> )                 | 166,526       | 159,684       | 目標なし(※)       | 148,494       | △10.8%             |
| ガソリン使用量 (ℓ)                               | 125,176       | 149,893       | 120,169       | 156,793       | 25.3%              |
| 軽油使用量 (ℓ)                                 | 166,477       | 155,497       | 159,818       | 151,896       | △8.8%              |

※都市ガスは二酸化炭素排出係数が小さく燃料転換の受け皿となるため、島田市地球温暖化対策実行計画では、削減目標を設定していない。

### 《考察》

施設燃料（A重油、灯油）については、施設の廃止や、燃料の高騰に伴う各施設の節約努力により目標を大幅に達成することができました。しかしLPガスの使用量が増加したことに加え、電力及びガソリン使用量が増加したため、全体としての温室効果ガスの総排出量は、4%の削減目標に対し、1.6%削減に止まっています。

平成26年度は川根温泉ホテルの稼動に伴い、LPガス及び電力の使用量が増加したと考えられます。

ガソリン使用量については、施設の廃止や新規事業の実施に伴い公用車使用頻度が高まった事が原因で増加したと考えられます。

電力の使用量については、定期的に掲示板に使用量の状況を発表する等して、職員への呼びかけを強化していきます。

### 取組方針③：水の有効利用と健全な水循環の形成

平成26年度目標：平成21年度比「4%以上」削減

| 項目                      | H21<br>(基準値) | H25<br>(実績) | H26<br>(目標値) | H26<br>(実績) | H26増減率<br>(対H21比) |
|-------------------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------------|
| 水の使用量 (m <sup>3</sup> ) | 493,229      | 409,948     | 473,500      | 428,597     | △13.1%            |

### 《考察》

平成21年度比4%削減の目標に対し、13.1%減と大幅に目標を達成することができました。引き続き継続して節水に努めていきます。

### 取組方針④：事務用品の購入・使用における環境配慮

平成26年度目標：(用紙の使用量)平成21年度比「9.6%以上」削減  
(グリーン購入率)平成21年度比「32.9%以上」向上

| 項目         | H21<br>(基準値) | H25<br>(実績) | H26<br>(目標値) | H26<br>(実績) | H26増減率<br>(対H21比) |
|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------------|
| 用紙の使用量(枚)※ | 5,675,908    | 7,286,750   | 5,448,872    | 5,808,750   | 2.3%              |
| グリーン購入率    | 58.9%        | 96.1%       | 91.8%        | 99.7%       | 40.8%             |

※A4版に換算。総務課集中管理分。

《考察》

用紙の使用量については、平成 21 年度比 9.6%削減の目標に対し、2.3%増で目標を達成できませんでした。これは、新規事業の実施や助成事業等の制度改正に伴う市民への通知等で用紙の使用量が増加したことが要因ではないかと考えられます。掲示板等で各課の使用量を定期的に知らせる等して職員へ用紙使用量の削減を呼び掛けていきます。

グリーン購入率については、平成 21 年度比 32.9%向上の目標に対し、40.8%向上と大幅に目標を達成することができました。

取組方針⑤：廃棄物の減量化・リサイクルの推進

平成 26 年度目標：(燃えるごみ排出量) 平成 21 年度比「8%以上」削減

| 項目                 | H21<br>(基準値) | H25<br>(実績) | H26<br>(目標値) | H26<br>(実績) | H26 増減率<br>(対 H21 比) |
|--------------------|--------------|-------------|--------------|-------------|----------------------|
| 燃えるごみ排出量 (kg)      | 585,565      | 659,276     | 562,142      | 686,975     | 17.3%                |
| 燃えないごみ排出量 (kg)     | 23,765       | 22,484      | 項目なし※        | 22,244      | △6.4%                |
| 古紙排出量 (リサイクル) (kg) | 124,925      | 128,203     | 項目なし※        | 130,799     | 4.8%                 |

※島田市温暖化対策実行計画では、燃えないごみと古紙排出量については項目設定なし。

《考察》

燃えるごみの排出量については、平成 21 年度比 8%削減の目標に対し、17.3%増であり目標を達成できませんでした。これは、平成 26 年度から稼動した川根温泉ホテルからの排出量増加が大きな要因です。

古紙の排出量については、今までシュレッダー処理していた機密文書等を全庁で一括して古紙回収業者に売却するシステムを導入したことによる保存期限経過文書の廃棄が増加の一因です。

より一層ごみの発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル) を徹底し、ごみの減量に努めていきます。

取組方針⑥：化学物質等の適正管理

平成 26 年度目標：適正回収率「100%」

| 項目        | 廃棄数 | 適正回収数 | 適正回収率 |
|-----------|-----|-------|-------|
| 代替フロン封入機器 | 3 件 | 3 件   | 100%  |
| 特定フロン封入機器 | 5 件 | 5 件   | 100%  |

## 《考察》

平成 26 年度のフロン封入機器の廃棄件数は 8 件で、適正に回収が行われました。今後も、関連法に基づき、化学物質等の適正管理・廃棄に努めていきます。

## ○PCB廃棄物処理計画（高濃度PCBコンデンサ類）

| 部署  | 品目     | 種別  | 数量（t） | 管理状況           |
|-----|--------|-----|-------|----------------|
| 総務課 | 蛍光灯安定器 | 高濃度 | 0.235 | 保管中（H28年度処理予定） |
| 水道課 | 感圧複写紙  | 高濃度 | 0.463 | 保管中（H28年度処理予定） |
| 文化課 | 蛍光灯安定器 | 高濃度 | 0.400 | 保管中（H28年度処理予定） |

## ○平成 26 年度化学物質使用量

| 担当課                | 物質名                    | 年間使用量      | 処理対象物に対する単位当たり使用量      | 処理対象物    |
|--------------------|------------------------|------------|------------------------|----------|
| 水道課                | 次亜塩素酸ナトリウム             | 28,250 kg  | 8.91 g/ℓ               | 水道源水     |
|                    | ポリ塩化アルミニウム             | 60 t       | 19.08 g/ℓ              | 水道源水     |
| 下水道課<br>（浄化センター）   | 高分子凝集剤                 | 1,028.9 kg | 0.96 g/m <sup>3</sup>  | 汚水       |
|                    | 次亜塩素酸ナトリウム             | 908,681 ℓ  | 9.23 ml/m <sup>3</sup> | 汚水       |
| 下水道課<br>（クリーンセンター） | 苛性ソーダ                  | 139,230 kg | 2.95 kg/kℓ             | し尿・浄化槽汚泥 |
|                    | 次亜塩素酸ソーダ               | 40,220 kg  | 0.85 kg/kℓ             | し尿・浄化槽汚泥 |
|                    | 硫酸                     | 16,960 kg  | 0.36 kg/kℓ             | し尿・浄化槽汚泥 |
|                    | 硫酸バンド                  | 215,410 kg | 4.57 kg/kℓ             | し尿・浄化槽汚泥 |
|                    | カチオン                   | 2,400 kg   | 0.05 kg/kℓ             | し尿・浄化槽汚泥 |
|                    | アニオン                   | 750 kg     | 0.02 kg/kℓ             | し尿・浄化槽汚泥 |
| 環境課<br>（田代環境プラザ）   | 石灰石                    | 782,714 kg | 24.69 kg/t             | 焼却物      |
|                    | 高反応消石灰                 | 195,785 kg | 6.18 kg/t              | 焼却物      |
|                    | アンモニア水（濃度 25%）         | 53,239 kg  | 1.68 kg/t              | 焼却物      |
|                    | キレート                   | 62,090 kg  | 1.96 kg/t              | 焼却物      |
|                    | 液体窒素                   | 9,296 kg   | 0.29 kg/t              | 焼却物      |
|                    | 塩酸（濃度 35%）             | 6,885 kg   | 0.22 kg/t              | 焼却物      |
|                    | 苛性ソーダ（濃度 25%）          | 16,165 kg  | 0.51 kg/t              | 焼却物      |
|                    | 亜硫酸ソーダ                 | 25 kg      | 0.00 kg/t              | 焼却物      |
|                    | 脱酸剤（クリテイル H-606）       | 100 kg     | 0.00 kg/t              | 焼却物      |
|                    | 清缶剤（カルゲン L-327）        | 680 kg     | 0.02 kg/t              | 焼却物      |
|                    | スケール・スライム防止剤（サンクリーン M） | 1,440 kg   | 0.05 kg/t              | 焼却物      |
|                    | 水砕水分散剤（クリフト D-603）     | 20 kg      | 0.00 kg/t              | 焼却物      |

**取組方針⑦：公共工事に伴う環境負荷の低減**
**平成 26 年度目標：平成 21 年度比「18.4%以上」向上**

| 項目         | H21<br>(基準値) | H25<br>(実績) | H26<br>(目標値) | H26<br>(実績) | H26 増減率<br>(対 H21 比) |
|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|----------------------|
| 建設廃材の再資源化率 | 72%          | 27%         | 90.4%        | 77%         | 5%                   |

**《考察》**

平成 21 年度比 18.4%向上の目標に対し、5%向上で目標を達成できませんでした。種類別に再資源化率を見てみると、コンクリート、木材、アスファルトにおいては再資源化率 100%となっていますが、建設発生土において再資源化が低かったため、全体の再資源化率も低下してしまったことがわかります。建設廃材の再資源化と適正処理により一層努め、公共工事に伴う環境負荷を低減していきます。

## 4. 環境活動計画による具体的な取組

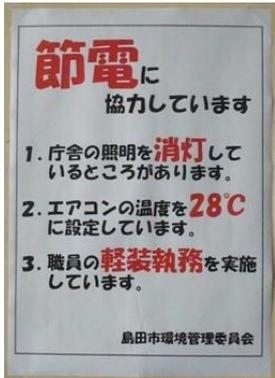
### (1) 全組織での主な共通取組

島田市地球温暖化対策実行計画の取組方針に基づいて、全庁的な共通取組項目として職員一人ひとりが環境に配慮した具体的な取組を実施しています。

| 取組方針   |  |
|--------|--|
| 共通取組項目 |  |
| ①      | 施設におけるエネルギーの有効利用                           |
|        | 事務室の照明は、昼休み、残業時には不必要なものを消灯する。              |
|        | 自然光を採用して可能な限り消灯するようにする。                    |
|        | ロッカー室や倉庫、トイレなどの照明は、普段は消灯し、使用時にのみ点灯する。      |
|        | 離席時や着席していても長時間使用しない場合は、ノートパソコンのふたを閉じる。     |
|        | 夜間・休日は、パソコン・プリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。    |
|        | エレベーターの使用を控え、階段の使用を励行する。                   |
|        | クールビズ、ウォームビズを励行し、冷房設定温度は28℃、暖房設定温度は20℃とする。 |
|        | 誘導灯や廊下の照明は、消防法や照度基準をクリアする程度に蛍光灯を減らす。       |
|        | 夜間・休日は、エレベーター電源を落とす。                       |
|        | 太陽光発電、排熱利用等の新エネルギー・省エネルギーシステムを導入する。        |
| ②      | 自動車におけるエネルギーの有効利用                          |
|        | 共用自転車を導入し、近距離の用務には公用車を使用せず自転車を利用する。        |
|        | 通勤距離が2km未満の通勤者は、原則として自転車又は徒歩通勤とする。         |
|        | 公共交通機関の利用、公用車の相乗り等により公用車の使用削減に努める。         |
|        | エコドライブの励行。(急発進、急加速、不要なアイドリングはしない。)         |
|        | 経済速度(一般道40km/h、高速道80km/h)で走行する。            |
|        | タイヤの空気圧を給油時にチェックし、適正値を保つことで燃費を向上させる。       |
|        | 自動車の購入の際は、排ガスレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮する。      |
| ③      | 水の有効利用と健全な水循環の形成                           |
|        | 手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。          |
|        | 公用車の洗車を必要最小限に止め、洗車する場合は節水を励行する。            |
|        | 水道使用量の定期点検により、漏水を早期に発見し修繕を行う。              |
|        | 水の漏洩を容易に発見できるピット式の配管配線を可能な限り施す。            |
|        | 天水桶や雨水利用設備等を設置し、雨水を利用する。                   |
|        | 浸透枘等、雨水を地下浸透させる設備を設置する。                    |
| ④      | 事務用品の購入・使用における環境配慮                         |
|        | 庁内向けの資料等は庁内LANに掲載するなどして、印刷する用紙の量を減らす。      |
|        | 公表資料等は、ホームページに掲載するなどして冊子等の作成は最小限にする。       |
|        | 会議用資料の作成は最小限とし、事前配布資料等は持参を義務付ける。           |
|        | 印刷する場合は、原則として両面印刷又は裏紙使用とし、可能な限り縮小集約印刷する。   |
|        | 紙コップ、割り箸などの使い捨て品の使用は避ける。                   |
|        | 資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え共有化を図る。               |
|        | 事務手続きの簡略化を推進し、紙による作業を必要とする事務を減らす。          |
|        | 環境に配慮した物品を優先的に購入する。                        |

⑤ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- 庁内等内部に使用する際は使用済封筒を再利用する。
- ファイリングシステムの遵守により、効率的な文書管理を行うことでムダをなくす。
- 裏紙が使えるものは使用済み古紙と区別し、リユースしやすくする。
- 庁内LANに不要になった物品を登録し、全庁的に再利用する。(物品バンク)
- ごみの分別ルールを守る。



● 節電の取組を周知し来庁者にも協力を呼び掛けています。



● 蛍光灯を間引きしています。



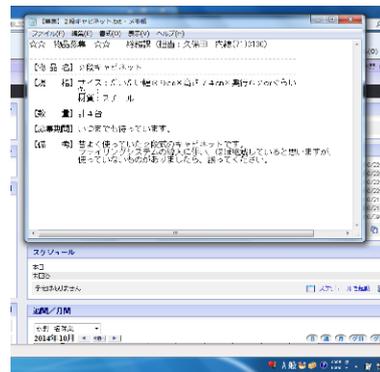
● 印刷室などの共用スペースでは、昼休み・定時以降は電源を切っています。



● 扇風機の併用、グリーンカーテンの設置、机の足元のスペースをアルミシートで囲う等、エアコンの効率を上げる様々な工夫をしています。



● 自転車置き場の屋根の雨水をタンクに集め、グリーンカーテンの育成に利用しています。



● 整理等で不要・余剰となった各課が保有する事務用品を全庁LANへ登録し、全庁的な有効活用を図っています。(物品バンク)

### ＜ノーカーデーの取組結果＞

中部5市（静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市）では、毎月第3金曜日を統一「ノーカーデー」に定め実施しています。自動車・二輪車で通勤している職員を対象とし、公共交通機関の利用や相乗り乗車等二酸化炭素の排出量が少ない通勤方法を選択することで、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

### 平成26年度ノーカーデー取組実績

| 組織名       | 対象者数<br>(延べ人数) | 実施者数<br>(延べ人数) | 実施率   | 二酸化炭素削減量<br>【片道のみ】(kg) |
|-----------|----------------|----------------|-------|------------------------|
| 企画部       | 244            | 215            | 88.1% | 292.88                 |
| 総務部       | 450            | 317            | 70.4% | 379.32                 |
| 危機管理部     | 60             | 40             | 61.7% | 120.90                 |
| 市民福祉部     | 864            | 633            | 73.3% | 651.35                 |
| 健やか・こども部  | 1,317          | 478            | 36.3% | 658.75                 |
| くらし環境部    | 898            | 620            | 69.0% | 688.43                 |
| 産業観光部     | 399            | 253            | 63.4% | 443.27                 |
| 建設部       | 797            | 538            | 67.5% | 781.94                 |
| 支所        | 196            | 109            | 55.6% | 180.41                 |
| 病院事務局     | 457            | 283            | 61.9% | 291.24                 |
| 看護専門学校    | 85             | 43             | 50.6% | 32.62                  |
| 教育部       | 1,099          | 294            | 26.8% | 52.01                  |
| 消防本部      | 977            | 363            | 37.2% | 6.96                   |
| 会計課       | 60             | 57             | 95.0% | 56.14                  |
| 監査委員事務局   | 24             | 21             | 87.5% | 344.24                 |
| 議会事務局     | 60             | 54             | 90.0% | 578.51                 |
| 合計        | 8,047          | 4,352          | 54.0% | 5,559.00               |
| 参考：平成25年度 | 9,957          | 4,656          | 46.8% | 6,194.91               |

二酸化炭素削減量の5559.00kgをガソリン消費抑制量に換算すると2396.1リットル分になります！！

#### 《考察》

平成26年度の実施率は54.0%で、平成25年度の46.8%に比べ実施率が7.2%向上しました。また、実施対象者が減少したため、二酸化炭素削減量は平成25年度に比べ減少しています。

第3金曜日が属する1週間をノーカーデー実施週間と定め、第3金曜日に勤務や休暇等の都合で取り組めない職員については、実施週間内の他の曜日でも実施できるよう取組機会を増やし、実施者の増加に努めています。

## (2) 各課等による独自取組

### ○くらし環境部

| 部署名                | 平成 26 年度の取組内容と評価   |
|--------------------|--|
| 環境課<br>(旧清掃センター)   | ごみ収集車のアイドリングストップ、急発信、急加速を避けることで、軽油(ごみ収集車燃料)の使用量削減を目指したが、個別収集等の市民サービスのため、燃料使用量がH25年度よりも増えてしまった。 |
| 下水道課<br>(クリーンセンター) | 排水基準を遵守しつつ、環境負荷の軽減を図るため円滑な処理を行い重油使用量削減に努めた。  |

### ○健やか・こども部

| 部署名              | 平成 26 年度の取組内容と評価   |
|------------------|--|
| スポーツ振興課          | 大会開催時実行委員会等でごみの減量と併せて弁当の余剰は持ち帰ってもらうよう呼びかけた。                                    |
| 第一保育園<br>(保育支援課) | 保護者や行事に参加する地域の方にアイドリングストップやごみ減量、節電を呼びかけたところ、行事の際にごみの持ち帰りに加え、徒歩、自転車での参加が定着してきた。 |

### ○産業観光部

| 部署名             | 平成 26 年度の取組内容と評価                                      |
|-----------------|---|
| 農林課             | 環境保全型農業従事者を支援する事業を推進した。H25年度よりも4名多い20名の実践者を集めることができた。 |
| 観光課<br>(田代の郷温泉) | デマンド管理ソフトを活用し、入館者1人あたりのH25年度の同月対比で電気使用量削減を目指した。       |

### ○建設部

| 部署名    | 平成 26 年度の取組内容と評価  |
|--------|---|
| 都市計画課  | 雨水流出防止と水資源確保のため行っている雨水浸透ます設置補助の周知や設置の働きかけを積極的に行ったことで、前年度を上回る数の設置ができた。 |
| 市街地整備課 | 近年利用件数が減少している生垣づくり補助金制度をPRし、市内に緑の町並みを作り出すことを目指した。前年度実績を上回る申請があった。     |
| 建築住宅課  | 民間建築確認申請等の法令関係チェックリスト書類等提出時に使用しているフロッピーディスクを、全て返却しその都度再利用してもらった。      |

### ○支所

| 部署名      | 平成 26 年度の取組内容と評価  |
|----------|---|
| 金谷南地域総合課 | 他の入居団体にも呼びかけ、施設全体で電気使用量削減に取り組んだ。  |
| 金谷北地域総合課 | 25年度に設置したエココーナーの配布用資料を収集、閲覧、周知することにより、センター利用者にエコ意識の啓発を行った。  |
| 川根地域総合課  | こまめな消灯やグリーンカーテンの早期実施など、職員全員で消費電力削減に向けて取り組み、12月の期日前投票事務で大幅に消費電力が増えてしまったものの年間では前年度対比9%の消費電力削減に成功した。 |

○教育部

| 部署名          | 平成 26 年度の取組内容と評価   |
|--------------|--|
| 教育総務課        | 前年度は学校と業者間のやり取りを教育総務課が仲介して行っていた学校飲料水の水質検査を学校と業者間で直接やり取りする仕組みに変更したことで業務に関わる人員の削減と自動車の走行距離削減を行った。                |
| 文化課<br>(博物館) | 太陽光の採光を活用するなどして来館者へのサービス低下にならない程度に電気使用量の削減を行い、前年度対比 8.3%の消費電力削減に成功した。  |
| 島田図書館        | 図書館利用者へ web 予約の浸透を図り、目標値を上回る結果となった。除籍図書等の配布を行い資源の再利用を図った。(配布実績 6,280 冊)<br>6月の環境月間に合わせて、環境ミニコーナーを作り利用者に啓発を行った。 |

○その他

| 部署名           | 平成 26 年度の取組内容と評価  |
|---------------|---|
| 市民病院<br>経営企画課 | 前年度に引き続き、会議のペーパーレス化に努めた。定例会議や倫理委員会等の頻繁に行われる会議は完全にペーパーレス化した。 |
| 看護専門学校<br>教務課 | デマンド監視装置を設置し、学生と共に使用していない場所の電気及びエアコンの電源をこまめに切って節電に努めた。      |

○小・中学校

| 部署名     | 平成 26 年度の取組内容と評価  |
|---------|---|
| 初倉南小学校  | 地域の方と連携して古紙回収、アルミ缶回収を実施した。5年生の総合学習の時間で榛原ふるさとの森にて環境教育プログラムに参加した。     |
| 金谷小学校   | エコキャップの回収に加え、森林保護、鳥類観察、森林と水質、植林等の専門家を招いて森林をテーマにした総合学習を実施した。         |
| 島田第二中学校 | 生徒会本部の企画で、25 クラス全教室のベランダにキュウリやゴーヤの鉢を置き、グリーンカーテンを設置することで夏の暑い日差しを凌いだ。 |

**お待たせしました 内容をおたしかめください**

[届け出に必要なもの]

| 必要のもの     | 届出 | 転入 | 転居 | 転出 | 出生 | 死亡 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|
| 印鑑        | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 転出証明書     | ○  |    |    |    |    |    |
| 国保保険証     |    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |
| 母子手帳      | ○  |    |    |    | ○  |    |
| 出生届書      |    |    |    |    |    | ○  |
| 死亡届書      |    |    |    |    |    | ○  |
| 本人確認書類    | ○  | ○  | ○  |    |    |    |
| 世帯番号通知カード | ○  | ○  | ○  |    |    |    |

※六合一斉行政サービスセンターは、証明書の交付業務のみになります。(一部交付できなくなる証明書もございます。)

「地球のために、できることから始めよう！」 島田市では地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

一人ひとりのプライバシーを守るために戸籍、住民票、印鑑証明書などは正しく使しましょう。

**島田市役所市民課窓口・記録係**  
☎0547-8501 島田市中央町1番の1  
☎0547-36-7194

**金谷北支所金谷北地域総合課市民サービス係**  
☎028-0008 島田市竹下4丁目番地の2  
☎0547-46-3617

**金谷南支所金谷南地域総合課市民サービス係**  
☎028-0005 島田市金谷南町2014番地の2  
☎0547-46-3563

**川根支所川根地域総合課市民サービス係**  
☎028-0104 島田市川根東町1453番地の6  
☎0547-37-7131

**六合行政サービスセンター**  
☎047-0019 静岡県浜松市1099-1  
☎0547-37-7131

**初倉行政サービスセンター**  
☎047-0111 島田市初倉東町1059-1  
☎0547-39-0988

市民課では、課内で1人1つ以上のエコメッセージを募集し、課員の投票で選出した優秀メッセージを、住民票等の交付時に使用する封筒に印刷して、環境への配慮を呼び掛けています。

### (3) 次年度（平成27年度）の取組

平成27年度は、島田市地球温暖化対策実行計画に基づき、「温室効果ガスの排出量を平成21年度比5%削減」を目指して全庁で取り組んでいます。

市域全体を含めた取組も実践されています。そのうちの一部をご紹介します。

#### 環境月間に合わせた特設コーナーの設置

(島田図書館) H27. 6



6月の環境月間に合わせて、島田図書館に環境関連の図書を集めた特設コーナーを設置し、図書館の利用者に啓発を行いました。

このコーナーでは市内エコアクション21認証・取得事業者の環境活動レポートの紹介をしました。レポートの提供にご賛同いただいた18事業者のレポートをファイルにまとめ、自由に閲覧できるようにしました。

また、グリーンカーテンの作り方の解説を添えてゴーヤの種の配布を行いました。

#### 夏休み親子環境学習講座

(環境課) H27. 8. 6



夏休みに親子で環境について学ぶ機会として、島田ガス㈱と共同で親子環境学習講座を開催しました。

液体窒素を使った実験や、太陽光発電の実験、田代環境プラザの見学など、子どもたちに興味を持ってもらえるような内容を通して環境保全や資源の有効活用などを意識するきっかけ作りを行いました。

## 生ごみ処理器「キエーロ」実証実験

(環境課) H27. 8～H28. 1



市民団体「金谷ライフクリエイターサークル」に委託し、平成27年8月から市内モニター22世帯による「キエーロ」の実証実験を行っています。キエーロとは、生ごみ処理容器の一つで、土の中のバクテリアの力で生ゴミを分解するものです。

今年度の実証実験は、平成28年1月まで行われる予定で、実験データ結果を基に、今後の普及活動につなげていきたいと考えています。

## フードドライブ回収ボックスの設置

(福祉課) H27. 8. 3～H27. 8. 31



NPO法人と協働で市役所正面玄関の総合案内横にフードドライブ回収ボックスを設置し、家庭で余っている食料の寄附をお願いしました。

集まった食料はNPO法人フードバンクふじのくにに引渡し、食べ物に困っている人たちに配られます。

## くらし・消費・環境展 2015

(生活安心課・環境課) H27. 10. 17



市民団体・事業者・市が協働し、「見て、聞いて、さわって感じよう、生活のヒント」を全体テーマに展示や体験を通して、消費生活、環境、資源、住まい、食、交通安全、防犯などのくらしに役立つ様々な情報を親子連れなど様々な人に楽しんでもらいながら発信しました。

## 親と子の下水道教室

(下水道課) H27. 8. 5



下水道課では、公共下水道の普及・PR活動の一環として、また、夏休みを利用した親子のふれあいの場として、毎年下水道教室を開催しています。参加者たちは、島田浄化センター内部の処理施設や、下水処理水が流れるビオトープを見学しました。

## 古布類の回収

(環境課)



島田市では平成 26 年度より「もったいない精神」の啓発、「燃えるごみの減量・処理経費削減」のため、市内 6 箇所に回収ボックスを設置し、衣類やシーツ、カーテン等の拠点回収をしています。

平成 26 年度には 30,480kg の古布類が回収され、焼却処理をせずアジア・アフリカ諸国へ提供しました。

### 『おもちゃ病院島田』

博物館では平成 27 年 10 月から毎月 1 回、ボランティアグループによるおもちゃの無償修理を行っています。

壊れたおもちゃを修理して再び使えるようにすることで、子どもたちに物の大切さを伝えています。



## 5. 教育・訓練の実施

### (1) 会議・研修会等

「島田市環境基本計画」、「島田市地球温暖化対策実行計画」の進行管理、環境管理システム（エコアクション21）の周知・運用のため、会議・研修会等を開催しました。

#### ①会議・研修会

| 開催日        | 会議等名称         | 内容  |
|------------|---------------|---|
| 平成26年4月10日 | 新規採用職員研修会     | 島田市環境基本計画、島田市地球温暖化対策実行計画及びエコアクション21について   |
| 平成26年4月18日 | 第1回環境管理推進員研修会 | ①実行計画に係る監視及び測定について<br>②ノーカーデー実施結果の入力について<br>③グリーン購入について<br>④エコアクション21について   |
| 平成26年5月2日  | 学校事務職員研修会     | ①島田市地球温暖化対策実行計画について<br>②実行計画に係る監視及び測定について<br>③ノーカーデー実施結果の入力について<br>④グリーン購入について<br>⑤監視及び測定結果等の課内周知について<br>⑥エコアクション21について |
| 平成26年10月9日 | 環境監査員研修会      | 平成26年度内部環境監査の実施について   |
| 平成26年12月2日 | 第2回環境管理推進員研修会 | エコアクション21更新審査について   |

#### ②内部監査

| 開催日  | 会議等名称  | 内容  |
|--|--------|---|
| 平成26年10月29日<br>平成26年10月30日<br>平成26年11月5日<br>平成26年11月6日 | 内部環境監査 | ①実行計画に係る監視及び測定結果の入力及び課員への周知状況<br>②エネルギー使用量の増減理由について<br>③各課の独自取組実施状況について<br>④グリーン購入実施状況について<br>⑤ノーカーデー実施状況について |

#### 《内部環境監査における指摘事項等》

概ね良好な運用であったが、各課独自の環境取組実施状況票やグリーン購入調達実績票について、課内への周知・報告が不十分な部署が見受けられた。

## (2) 情報発信による啓発活動

環境に関する情報を載せた「環境通信(Ecology News)」を庁内グループウェア掲示版で発信し、職員への啓発を行いました。

### 平成 26 年度に発行した環境通信

| 号数     | タイトル                  |
|--------|-----------------------|
| 第 38 号 | アース・キッズー小テレビ放映        |
| 第 39 号 | アース・キッズ初倉南小テレビ放映      |
| 第 40 号 | アース・キッズ神座小テレビ放映       |
| 第 41 号 | ライトダウンキャンペーン          |
| 第 42 号 | 夏季節電呼びかけ              |
| 第 43 号 | 温室効果ガス排出量             |
| 第 44 号 | アース・キッズ伊太小テレビ放映       |
| 第 45 号 | アース・キッズ三小テレビ放映        |
| 第 46 号 | グリーン購入実績              |
| 第 47 号 | アース・キッズ三小テレビ放映延期      |
| 第 48 号 | 環境学習講座 受講者募集中！        |
| 第 49 号 | アース・キッズ三小・大津小テレビ放映    |
| 第 50 号 | アース・キッズ三小・大津小テレビ放映日変更 |
| 第 51 号 | 夏季節電結果                |
| 第 52 号 | エコアクション21現地審査日程       |
| 第 53 号 | 冬季節電目標                |
| 第 54 号 | エコチャレンジCHECK参加者募集     |
| 第 55 号 | 内部環境監査総括              |
| 第 56 号 | アース・キッズー小テレビ放映        |



地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、市内小学校でアース・キッズ事業を実施しています。自転車自家発電やゴミ分別ゲームなどの体験やゲームを通して、楽しみながら温暖化防止への具体的な取り組み方法を考え、身につけてもらいます。

平成 26 年度は 9 校で実施し、427 人の児童が参加しました。

### (3) 環境上の緊急事態の対策及び訓練

環境上の緊急事態が発生した際のための訓練として、重油等の地下タンクを所有する施設に油類等流出防止資材の配備と訓練の実施を呼びかけています。

また、年に1度重油等の地下タンクを所有している施設の所管課及び、それらの施設の管理を委託している業者の希望者を募り、安倍川・大井川水系水質汚濁対策連絡協議会の主催による油流出対策訓練に参加しています。



平成27年9月に開催された安倍川・大井川水系水質汚濁対策連絡協議会主催の油流出対策訓練に、各施設の管理担当者の中から希望者を募り参加しました。この訓練では、吸着剤を用いた道路上の油流出事故対策から始まり、用水路、用水路から河川への流入口、河川の各段階での流出拡大防止策が用具の実演を交えて紹介されました。

また、重油等の地下タンクを有する施設では防災訓練などに併せて油類等の流出防止訓練を実施しています。

## 6. 環境関連法規への違反・訴訟等の有無

平成26年度中に法令違反や事故、異常事態の発生は報告されておりません。また、過去3年にわたって違反・訴訟もありませんでした。

### 環境に関する法令等の一覧

|         | 法令等名称                                     | 内容  | 関係課                               |
|---------|---|---|-----------------------------------|
| 環境全般    | 環境基本法                                     | ・環境施策の策定及び実施  | 環境課<br>全庁                         |
|         | 静岡県環境基本条例                                 |   |                                   |
|         | 島田市環境基本条例                                 |   |                                   |
|         | 循環型社会形成推進基本法                              | ・循環資源の適正な措置、循環資源に関わる施策の策定及び実施                                     | 環境課<br>全庁                         |
|         | 地球温暖化対策の推進に関する法律                          | ・市役所における温暖化対策実行計画の策定及び実施、実施状況の公表                                  | 環境課<br>全庁                         |
|         | 静岡県地球温暖化防止条例                              |   |                                   |
| 資源循環関係  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）                     | ・廃棄物関連施策の実施<br>・市の事務・事業から排出される一般廃棄物の処理<br>・市の事務・事業から排出される産業廃棄物の処理 | 環境課<br>全庁<br>管財課                  |
|         | 島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例                       |   |                                   |
|         | 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例                      |   |                                   |
|         | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）   | ・廃棄物関連施策の実施<br>・市の事務・事業から排出される廃棄物の処理                              | 環境課<br>全庁                         |
|         | 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）             | ・公用車の廃車時の環境配慮<br>・購入・入替・車検時のリサイクル券購入                              | 管財課<br>公用車所有課                     |
|         | 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）              | ・パソコン類の廃棄時の適正処理   | 広報課<br>全庁                         |
|         | 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）                    | ・庁舎等から廃棄される特定家電製品の適正処理  | 特定家電所有課                           |
|         | 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法） | ・業務用冷凍空調機器の廃棄等・整備時におけるフロン類の適正処理                                   | 機器所有課                             |
|         | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）          | ・市の事務・事業における環境負荷の低減に資する物品、役務の調達の推進                                | 全庁                                |
|         | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）           | ・地域における資材の再資源化の促進<br>・公共事業における建設廃棄物の再資源化と再利用の促進                   | 契約検査課<br>建設工事担当課                  |
|         | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）           | ・食品廃棄物等の減量、再生利用   | 学校給食課                             |
|         | 公害対策関係                                    | 大気汚染防止法   | ・ばい煙発生施設等（ボイラー等）の届出、測定・記録、規制基準の遵守 |
| 水質汚濁防止法 |   | ・特定施設の届出、測定・記録、排水基準の遵守  | 特定施設所管課<br>環境課                    |
| 騒音規制法   |   | ・騒音を発生する特定建設作業及び特定施設の届出、規制基準の遵守                                   | 特定施設所管課<br>建設工事担当課                |
| 振動規制法   |   | ・振動を発生する特定建設作業及び特定施設の届出、規制基準の遵守                                   | 特定施設所管課<br>建設工事担当課                |
| 悪臭防止法   |   | ・悪臭を発生する特定施設の規制<br>・地域における悪臭の防止                                   | 環境課                               |

|           | 法令等名称                                     | 内容                                  | 関係課                |
|-----------|---|-------------------------------------|--------------------|
|           | 静岡県生活環境の保全等に関する条例                         | ・大気、水質、騒音、振動、悪臭等に関する規定・規制           | 特定施設所管課<br>建設工事担当課 |
| 化学物質危険物関係 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） | ・特定化学物質の排出管理                        | 下水道課<br>環境課        |
|           | ダイオキシン類対策特別措置法                            | ・ダイオキシンの排出抑制・管理                     | 環境課<br>特定施設所管課     |
|           | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）  | ・PCBの適正な管理及び処理（処理計画の策定、県知事への届出）     | PCB保有課             |
|           | 農薬取締法                                     | ・樹木の防除                              | 該当施設所管課            |
|           | 農薬安全使用指針・農作物病害虫防除基準（県指針）                  |                                     |                    |
|           | 消防法                                       | ・危険物（重油、灯油等）大量貯蔵施設における危険物の適正管理      | 該当施設所管課            |
|           | 危険物の規制に関する政令                              |                                     |                    |
| その他       | 下水道法                                      | ・公共下水道事業の運営<br>・公共下水道への排水           | 下水道課<br>下水接続施設所管課  |
|           | 島田市下水道条例                                  |                                     |                    |
|           | 島田市住宅団地汚水処理条例                             | ・コミュニティプラントの管理                      | 下水道課               |
|           | 浄化槽法                                      | ・浄化槽設置の届出、浄化槽の適正管理（法定検査）            | 設置施設所管課            |
|           | エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）                  | ・エネルギー管理指定を受けている施設におけるエネルギーの使用状況の届出 | 環境課<br>該当施設所管課     |
|           | 島田市ごみのない美しいまちづくり条例                        | ・環境美化及び資源の再利用に関する活動の推進              | 環境課                |

## 7. 環境に関する苦情の受付状況

平成26年度において市民から寄せられた環境に関する苦情等の件数は下表のとおりです。市の事務事業に起因する苦情の受付はありませんでした。

島田市における公害苦情は、ここ数年減少傾向にあります。平成26年度は平成25年度と比べ5件の増加となりました。種類別では、大気汚染に関する件数が21件で最も多く、中でも屋外での焼却行為（いわゆる「野焼き」）によるばい煙に関する苦情が最も多く寄せられています。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により原則禁止されていますが、農作業に伴う燃焼行為等、例外として認められているものもあり、苦情申立者と苦情原因者双方の理解と配慮が必要であると感じます。今後も、ホームページや広報紙等を利用して、情報提供及び啓発に努めていきます。

（単位：件）

| 年度    | 大気 | 水質 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | その他 | 合計 |
|-------|----|----|------|----|----|------|----|-----|----|
| 平成26年 | 21 | 4  | 0    | 8  | 0  | 0    | 5  | 0   | 38 |
| 平成25年 | 18 | 5  | 0    | 7  | 0  | 0    | 3  | 0   | 33 |
| 平成24年 | 28 | 7  | 0    | 5  | 1  | 0    | 5  | 0   | 46 |

## 8. 代表者による全体の評価

本市では、島田市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減抑制を推進しております。平成26年度においては、温室効果ガス排出量を平成21年度対比で4%削減することを目標として取り組みましたが、A重油等をはじめとするいくつかの項目において目標を大幅に上回る削減が見られた一方で、大型新規施設の開設等に伴う電力やLPガス使用量の増加により、温室効果ガスの排出量全体としては1.6%の削減に止まる結果となりました。

こうした中、平成26年度より本格的に開始した公共施設マネジメントの取組の第一段階として、公共施設の延床面積や築年数などの保有状況のほか、品質・管理運営費・利用状況などの情報を集約し、現状を「見える化」した島田市公共施設白書を作成いたしました。この白書により明らかになった課題を整理し、市民の皆様へのニーズや利便性、将来に渡る需要を考慮しながら更新・統廃合・長寿命化の計画を進め、公共施設の最適な配置と事務事業の効率化を目指してまいります。

さて、本市は、平成27年5月5日に新市誕生10周年を迎えました。市民主体のまちづくりの推進を目指し平成25年に設置した「ゆめ・みらい百人会議」では、観光・福祉・教育・環境などの7つの分科会に分かれ、市民の皆様による活発な議論が行われました。平成27年9月には2年にわたる活動の集大成として提案発表会が開催されました。各分科会よりいただいたまちづくりについてのご提案を、本市の今後の更なる飛躍へと繋げていきたいと思っております。「人と産業・文化の交流点 水と緑の健康都市 島田」の実現を目指し、20年、30年先の未来に水と緑豊かな島田市が残せるよう、市民・事業者の皆様のお力添えをいただきながら、職員一同最大限の力を尽くしてまいります。

平成27年12月

島田市長 染谷 絹代

## 認証・登録番号 0003251

※島田市役所は、平成21年1月20日に「エコアクション21」の認証・登録を受けています。

島田市エコアクション21環境活動レポート

平成27年12月 日

島田市生活環境部環境課（事務局）

島田庁舎

〒427-8501

静岡県島田市中心1番の1

事務局の所在地及び連絡先

〒427-0034

静岡県島田市伊太7番地

電話 0547-36-7145

E-Mail [kankyo@city.shimada.shizuoka.jp](mailto:kankyo@city.shimada.shizuoka.jp)